

資料4－2

川西市立学校のあり方基本方針（案）

目 次

第1章 はじめに	1
1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって	
2 川西市のめざす教育	
第2章 川西市の市立学校の現状	2
1 児童生徒数の推移	
2 学校施設の現状	
第3章 学校規模等に関する基本方針	4
1 学校規模等に関する基準	
(1) 望ましい学校規模	
(2) 学級規模	
(3) 通学距離・通学時間	
2 望ましい学校規模に向けた基準および方策	
(1) 検討の基準	
(2) 望ましい学校規模を実現するための方策	
(3) 特色のある教育	
(4) 望ましい学校規模に向けた留意事項	
第4章 基本方針の見直しについて	9

第1章 はじめに

1 川西市立学校のあり方基本方針策定にあたって

近年、人口減少や少子化を背景に、全国の小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。川西市においても同様に、小規模化が続く傾向にあります。

しかし、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

そこで、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために、令和6年5月から川西市立学校のあり方審議会において、今後のより良い教育環境づくりに向け、特に学校規模に焦点を当てて議論を重ね、この川西市立学校のあり方基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。

また、学校のあり方を検討する際、学校には避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能をたくさん含んでいることを考慮しますが、「子どもの学びの場」としての学校の機能を第一に考えて検討を進めていきます。

2 川西市のめざす教育

川西市では、令和5年度に教育大綱を策定しました。教育大綱の三つの基本姿勢を

- (1) 「公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する」
- (2) 「主体的に学び続ける力をつける教育を実現する」
- (3) 「社会に参画する人材を育てる」

としています。

教育大綱の中で学校教育として、「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」と掲げており、これに沿って、それぞれの実現に向けて取り組んでいます。

- ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実
- イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現
- ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進
- エ 学校運営をみんなで考える体制の構築
- オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成
- カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現
- キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備
- ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化
- ケ 人権教育、多文化共生教育の推進

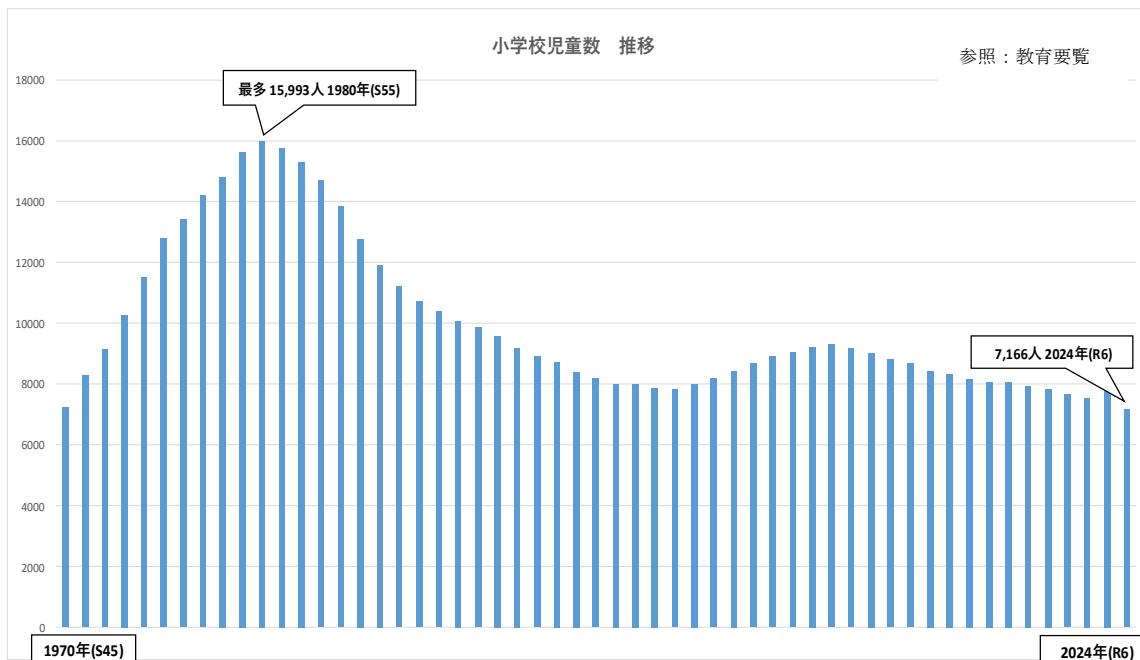
上記の項目である「キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備」では、「子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。」としています。この取組みとして、本基本方針を策定するものです。

第2章 川西市の市立学校の現状

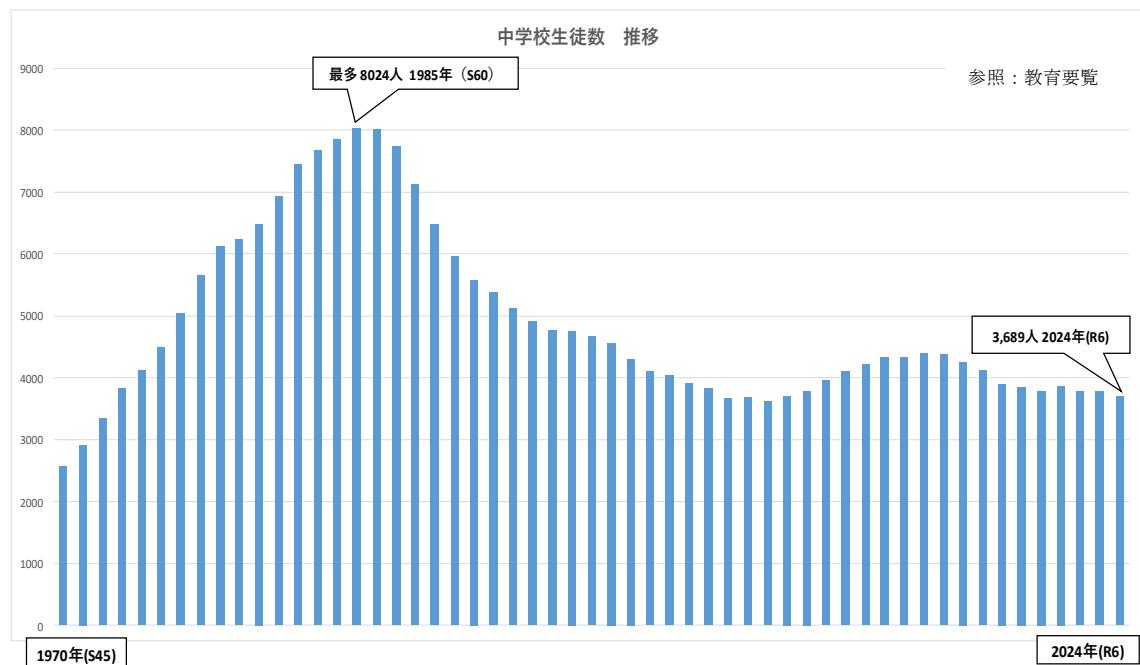
1 児童生徒数の推移

川西市の人口は、2009年（平成21年）をピークに減少に転じています。また、児童生徒数は、1980年頃（昭和55年）をピークに、その後、減少しています。川西市の将来人口推計では、今後も0～14歳の人口は減少する見込みであり、人口減少・少子高齢化が一層進行することが見込まれています。

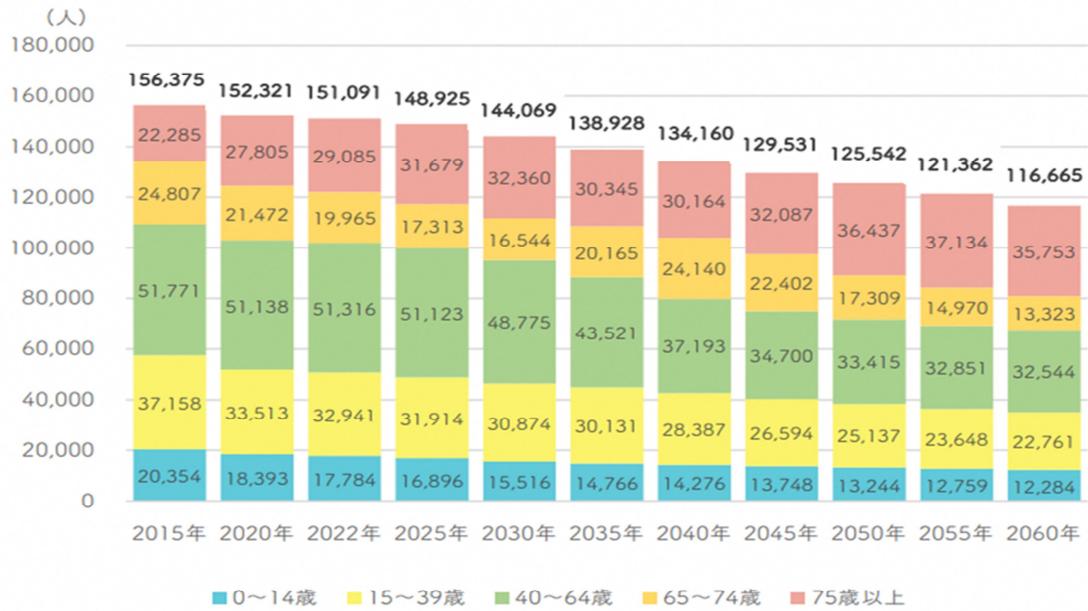
（1）小学校児童数推移



（2）中学校生徒数推移



(3) 川西市将来人口推計



資料：市人口推計報告書（令和4年（2022年））

2 学校施設の現状

学校数は、1969年（昭和44年）時点では、小学校7校、中学校4校でしたが、人口増加に伴い、学校数も増加しました。その後、加茂小学校と加茂西小学校との統合や黒川小学校の廃校もあり、現在は、小学校16校、中学校7校、特別支援学校1校となっています。

学校名	建築年度	学校名	建築年度	学校名	建築年度	学校名	建築年度
久代小	1968(S43)	多田小	1973(S48)	けやき坂小	1988(S63)	明峰中	1976(S51)
加茂小	1975(S50)	多田東小	1982(S57)	東谷小	1971(S46)	多田中	1970(S45)
川西小	1971(S46)	緑台小	1970(S45)	牧の台小	1972(S47)	緑台中	1978(S53)
桜が丘小	1971(S46)	陽明小	1974(S49)	北陵小	1986(S61)	清和台中	1974(S49)
川西北小	1971(S46)	清和台小	1970(S45)	川西南中	1960(S35)	東谷中	1970(S45)
明峰小	1975(S50)	清和台南小	1976(S51)	川西中	1964(S39)	川西養護	1977(S52)

学校施設については、築年数が経過し老朽化が進んでいます。川西市公共施設等総合管理計画では、学校施設の目標使用年数を60年から80年として、大規模改修や長寿命化改修を実施しながら施設の維持管理をしていくこととしています。

第3章 学校規模等に関する基本方針

1 学校規模等に関する基準

(1) 望ましい学校規模

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。このため、小・中学校では一定の集団規模を確保することが望ましいと考えます。

また、望ましい学校規模を確保できると、学習や行事で、学級の枠を超えて課題設定やグループ形成ができることや、学年内での担任間の授業交換による教科指導等、多様な指導形態をとることができ、学校運営の工夫の幅を広げることができます。

これらの考え方のもと、川西市において望ましい学校規模を以下のとおりとします。

小学校 各学年2～3学級

中学校 各学年4～6学級

- ア 児童生徒数が確保できるため、幅広い人間関係が構築でき、多様な考え方や選択肢が生まれ、切磋琢磨する機会が多くなる。
- イ 複数の教員の視点で子どもを見て、教員同士が相談や協力をしながら学年を安定的に運営できる。
- ウ クラス替えができ、毎年、環境を変えることができるため、人間関係に困難さが生じたときも関係の再構築に繋げることができる。
- エ 教員数を確保できることから、教員一人が受け持つ業務が軽減され、子どもと関わる時間が増える。
- オ 中学校においては、免許外教科担任制度を活用する必要がなくなり、専門的な指導を受けることができる。
- カ 児童生徒数や教員数が多くなりすぎないため、児童生徒同士や教員との関係性が築きやすく、また、学校施設の使用に制限なく教育を実施できる。

【参考：学校教育法施行規則】

小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(2) 学級規模

川西市において学級規模の基準は国や県に準拠し、以下のとおりとします。

	1学級あたりの上限の人数
小学校	35人
中学校	40人

※法改正により令和7年度から、小学校の学級編制の標準は全学年35人

市独自に学級規模の基準を設けることは、市独自で新たな教員を確保しなければならず現実的に困難です。したがって、学級規模においては、国や県の基準を基本しながら、学習環境の充実や児童生徒の個別支援など、必要に応じて加配教員を配置することとします。

(3) 通学距離・通学時間

川西市において通学距離・通学時間の基準は国や県に準拠し、以下のとおりとします。

	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

上記の基準を持ちつつ、高低差や学年等を考慮するなど、通学が子ども達の過度な負担にならないような配慮をします。

《通学に関する現在の取組みについて》

川西市としては、通学距離などへの配慮から、隣接校区選択希望制度を運用しています。校区をなくす自由校区制度に関しては、全国の先行事例で課題となっていた、「人気校」「不人気校」の二極化などによる問題が生じることや、学校運営協議会制度による各地域のコミュニティと学校とのつながりに配慮することが重要であるため、導入していません。

2 望ましい学校規模に向けた基準および方策

(1) 検討の基準

望ましい学校規模を満たさない状況となった場合、今後の教育環境について検討していきます。

ア 小規模校について

川西市の将来人口推計から考えると、今後、小規模校はより小規模化が進むと予測され、また全体に占めるその割合も増加する可能性があります。

今後、継続して学年が単学級となった場合は、教育委員会が地域や保護者との情報共有の場を持ちます。そのうえで、より良い教育環境をめざし、望ましい学校規模を実現するため、統合を含めて話し合いを進めています。

イ 大規模校について

川西市の将来人口推計から考えると、今後、大規模校においても児童生徒数は減少することが予測されるため、望ましい学校規模を実現するための方策について検討せず、長期的な視野に立って学校運営の状況を注視していきます。

(2) 望ましい学校規模を実現するための方策

望ましい学校規模を実現するための方策としては、「校区の変更」と「学校の統合」があります。

ア 校区の変更

校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれ望ましい学校規模となる場合は、校区の変更を検討します。

イ 学校の統合

統合することにより、望ましい学校規模を維持できると見通せる場合は、学校の統合を検討します。その際、地域の実情に基づき、次項に示した特色のある教育の推進についても併せて検討することとします。

(3) 特色のある教育

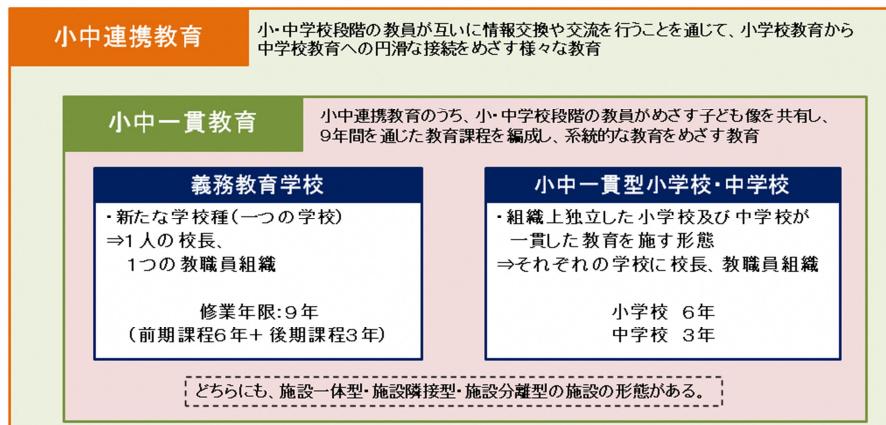
望ましい学校規模を実現する方策を検討・実施する際に、今後の学校教育を充実させるために検討することを、下記の項目にまとめています。

ア 小中一貫教育

小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間一貫した系統的な教育課程を編成することができる教育です。これにより子どもたちや地域の実情に合わせた特色ある教科や特に強化・充実を図った教科などを設定するなど学校独自の特色ある教育課程を編成することができます。また、子どもたちの学習意欲や定着に合わせて学習内容の組替えを行い、中学校で学ぶ内容の一部を小学校教育課程と関連付けながら先行して学ぶことや、中学校教育課程で小学校の学び直しをすること、教科の専門性の高い中学校の教員が小学校で授業するなど、柔軟なカリキュラムを編成することも可能となります。

くわえて、小学校1年生から中学校3年生が一緒に過ごすため、下級生が身近な上級生を学びのモデルとして、目標を持つことができます。これにより、小学生は将来の自分像を具体的にイメージすることができるとともに、上級生は下級生と関わることで、思いやりを持つ機会が増え自己有用感が高まるなどにつながります。

小中一貫教育は大きく分類すると、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2つの形があります。(下図参照) いずれの形式にせよ、統合後の学校において、小中一貫教育の教育効果を期待できる場合、施設一体型の義務教育学校又は小中一貫型小学校・中学校の導入を検討していきます。



イ インクルーシブ教育

人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育です。配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。

また、多様な人々がともに学び、ともに育つことは子どもたちの成長や相互理解につながるため、すべての子どもたちがともに学べる教育環境をめざします。

川西養護学校についても、在籍する児童生徒が、地域や他の小中学校とつながり、日常的に交流しやすい教育環境の整備を進めます。

(4) 望ましい学校規模に向けた留意事項

ア 児童生徒への配慮について

統合等望ましい学校規模を検討・実施する際には、児童生徒の教育環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒及び教職員の不安ができる限り軽減するよう、対象校同士の交流の機会を持つなど新たな学校生活に円滑に移行できるように配慮します。

イ 施設の集約化について

統合等によって、施設の集約化を伴う大規模改修をする際には、現状を維持するだけではなく、オンライン教育やインクルーシブ教育、子ども主体の学びの推進などの観点等、多様な学びに対応できるような教室や校舎へ環境を変化させていくことも検討します。

ウ 登下校の安全について

統合等により、登下校の距離が伸びる場合には、通学路の安全点検や安全対策を行うとともに、登下校時の危険場所や交通ルールの確認など、安全教育を充実させます。

エ 地域の中での学校の機能について

学校は、様々な機能を併せ持っています。教育の観点から見ると、子ども達が学校生活を過ごす「子どもの学びの場」ですが、それ以外にも、避難所、住民交流の場など、地域にとって重要な機能を含んでいます。そのため、統合等を検討する地域で学校が果たしている機能について、地域住民とともに整理していきます。

また、川西市では市内全校にて学校運営協議会制度を導入しており、学校と地域とのつながりを重要視しているため、コミュニティへの影響も含め、丁寧に協議する必要があります。

オ オンラインを活用した教育について

望ましい学校規模を満たさない学校において、他校と交流をし、多様な考え方につれて触れる機会を補完するツールとして、オンライン教育は一定の効果があるものと考えます。

一方で、対面で友達や教職員と直接触れあう学校生活は子どもの成長にとって今後ますます重要になっていくと考えられます。そのため、すべての学校教育を補完することはできませんが、今後もオンラインを積極的に活用し、子どもたちの学びを保障します。

カ 跡地の利用について

統合等を検討する際には、市長部局とも連携し、地域住民との整理をふまえ、地域にとってより良い跡地の有効活用について丁寧に話し合いを進めています。

第4章 基本方針の見直しについて

基本方針は教育大綱の改訂時期にあわせて見直していきます。

なお、国や県における教育制度の変更や社会情勢の変化、学校規模などに関する新たな課題の発生等があれば、教育大綱の改訂時期に関わらず、必要に応じて見直しを図ることとします。